

平成24年3月 内閣府(防災担当)

第1章 東日本大震災における対応の状況

支援金支給の前提となる
被害認定等の手続の遅れ



- ・ 平時から相互応援体制を構築、そのための都道府県・国の調整
- ・ 研修などにより被害認定を行う要員を平時より確保

遠隔地避難者等の申請の負担



- ・ 社会保障・税番号による申請負担の軽減

第2章 今後の制度的課題①

第一 総合的な被災者支援①

- ・ 現行の災害対策基本法においては、被災者に対する支援内容が一部を除き規定されていない。
- ・ 現行の被災者生活再建支援法は、居住する「家」に着目して支援を行うものとなっている。



東日本大震災を踏まえれば、
被災者に対して、幅広い「生活」支援が必要とされているといえる。
災害対策基本法に被災者支援についての理念や基本的事項を明記する必要がある。

○避難生活の環境の整備

- ・ 寒暖対策、衛生対策等の必要性

○在宅者への支援

○障害者への配慮

- ・ 災害時要援護者名簿の作成の法的義務付けの検討

○女性等への配慮

○自立支援と被災者の主体性への配慮

- ・ 各人がその本来持つ力を最大限に発揮し、社会・コミュニティに参加し、その一員として役割を果たしながら、自らの生活を成り立たせていく「自立」を支援していくよう十分配慮する必要
- ・ 主体性を考慮しない長期にわたる過剰な援助はかえって自立に向けた意欲等をそぎ、生活の不活発化から要介護状態に陥ったり、孤立化から心の健康を害しかねない。



自治会の立ち上げ支援 等